

## 著作権規定

第1条 社団法人物理探査学会（以下「学会」という）が編集発行する出版物（会誌「物理探査」、学術講演会論文集）およびその他の著作物（以下「編集著作物」という）に収録されている論文、報告、記事およびその他の著作物（以下「構成著作物」という）の著作者はその構成著作物の著作権（著作財産権）を学会に譲渡するものとする。

2 構成著作物の著作者は、当該構成著作物の翻訳権・翻案権等の第三者に許諾する権利の行使を学会に委託するものとする。

3 構成著作物の著作者は、当該構成著作物の二次的著作物に関する原著作権者の権利の管理を学会に委託するものとする。

第2条 学会は、構成著作物の著作者から当該構成著作物の使用許諾の要求があった場合、学会の目的または活動の趣旨に反しない限り使用を許諾しなければならない。

第3条 学会は、編集著作物および構成著作物の著作財産権のうち複写権を行使するため、著作権の集中管理機関に複写権の管理を委託することができる。

第4条 編集著作物および構成著作物の二次的著作物を創作しようとする者および編集著作物および構成著作物を使用して新たな編集著作物を創作しようとする者は、その役割および使用目的、使用する著作物および使用する部分（文章、図・表、写真等）を具体的に明示して学会の使用許諾の申請をしなければならない。

2 学会は、前項の規定による申請があった場合、その使用を許諾することができる。なお、許諾の可否は運営幹事会の個別審査により決する。

第5条 学会は、構成著作物の著作権行使にあたっては、当該構成著作物の著作者人格権に十分に留意するものとする。

第6条 学会は、構成著作物の著作権が第三者によって侵害された場合、当該構成著作物の原著者と協力してその解決にあたるものとする。

2 学会は、構成著作物が第三者の著作権を侵害している旨の警告を受け、または提訴された場合、当該構成著作物の原著者と協力してその解決にあたるものとする。

付則：

1) 本規定（改訂）の施行日以前に出版された編集著作物の構成著作物の著作者は、当該

構成著作物の著作権を、本規定（改訂）の施行日に、学会に譲渡するものとする。なお、学会は当該構成著作物の著作権を、本規定（改訂）の施行日の翌日に原作者に使用許諾するものとする。

2）本規定の改廃は、理事会の決定による。

3）本規定（改訂）は、平成 14 年 11 月 19 日から施行する。